



愛知県労働組合総連合
名古屋市熱田区沢下町 9-7
労働会館東館 3F
TEL 052-871-5433
FAX 052-871-5618
URL <http://www.airoren.gr.jp>
発行人 樽松 佐一
第165号 2007年 4月10日

第78回愛知県中央メーデー

とき 5月1日(火)
開場 9:00 開会 10:00
ところ 白川公園
(名古屋市科学館南側)

07
春闘

53組合が回答引き出し

正規もパートも昨年を上回る回答相次ぐ



愛労連や愛商連、新婦人がよびかけた3.18春の決起集会は2000人が参加



3.15全国統一行動に呼応し、通信労組(上)と建交労鉄道本部(下)がストライキに突入



地域メーデー集会と関連行事

- 【県下の地域メーデー】
- 東三河地区メーデー
10:00～ 松葉公園(豊橋市)
 - 尾張東メーデー
9:30～ 宮川モール(瀬戸市)
 - 尾張中部地区メーデー
10:00～ 春見公園(春日井市)
 - 尾北地域メーデー
10:00～ 江南中央公園(江南市)
 - 一宮地方メーデー集会
10:00～ 新柳公園(一宮市)
 - 安城地区メーデー
9:30～ 中心市街地交流広場(安城市)※更生病院跡地
- 【愛知県中央メーデー関連行事】
- メーデー前夜祭 大うたう会
4月28日(土) 18:00～ 民主会館2Fホール
参加費 1,000円(軽食・ソフトドリンク・歌集付き)

大企業では「景気回復」という一方で、中小企業では下請け単価引き下げで厳しい経営が続いており、要求の提出すら困難な組合もあります。そんななか愛知春闘共闘に結集する組合は3月末までに26%が回答を引き出しました。

パートなどの時給引き上げは要求提出がカギ

JMIUの東海キャスト1ではパートに11・5円の賃上げ回答がありました。JMIUは昨年3組合が時間給引き上げ要求を提出し、2組合に引き上げ回答がありました。全国一般ナトコ労組でも、パート時給

は定昇に加え「正規のベアと均衡を考えた額を実施する」考えが示されています。医労連でも北医生協で職種ごとに20円～60円、南知多病院では10円の引き上げ回答が出されています。

パートなど非正規労働者の求人が増えている中で、時給をあげないと採用そのものが難しくなっています。職場のパートなど非正規労働者の声をしっかり集約して要求を提出した組合に積極的な回答が出されており、要求を提出することがカギとなっています。

春闘共闘は民間中小企業が多く、4月に入ってから要求の提出、交渉が行われる組合も少なくありません。交連・流通ではきびしい交渉が続いています。検数労連は3月28日の中央交渉で有額回答が出されませんでした。全国港湾の中央交渉もきびしい交渉が続

き、ストライキの配置が準備されています。建交労のトラック関係やトワイライトスクールの拡大により厳しい経営に追い込まれている児童保育など困難な職場とあります。個別交渉が困難な職場には産別と地域から激励を集中しましょう。中日新聞が社説(3/15)で「中小、パートも忘れるな」と応援しています。採用難に加えパートの「均等待遇」が国会で議論されるという追い風を活かして積極的な時給引き上げを勝ちとりましょう。

後半戦、困難な職場への支援と激励を強めよう

もありません。個別交渉が困難な職場には産別と地域から激励を集中しましょう。

愛知春闘共闘委員会回答状況(3月30日現在)

■全国一般	
ナトコ労組	6,907円
〃 パート	10円(定昇)+ベア
	※「正規と均衡を考慮した」ベア
日本アクリル	6,793円
■建交労	
共同興産	10,000円
JR東海	5,400円
■JMIU	
日本セレン	18,125円
川本製作所	9,700円
B&R名古屋	7,210円
東海キャスター	4,500円
〃 パート	11.5円
水谷鉄工	6,000円
■医労連	
みなと医療生協	5,363円
堀尾安城	ベア3,000円+定昇
南知多病院	ベア300円+手当6,000円～1万円
〃 パート	10円
北医療生協パート	職種別に20円～60円引き上げ
■全印総連	
織研新聞	9,211円

こらも

改憲派にとって、心穏やかではない情勢になってきた▼改憲を主張してきた読売新聞の全国世論調査結果(4月5日付)によると、改正派は46%で昨年比で9ポイント減り、3年連続で減少。半数を割ったのは10年ぶり、逆に「改正しない方がよい」は昨年と比べて7%増え39%。9条は、「改正」反対・不要が56%。60年間の憲法の役割を「評価している」が85%に達した▼四季の移り変わりは自然にやってくる。しかし、私たちが元気にしてくれる情勢は、運動なくして自然には変えられない。署名など誰でもできるとりくみや屋内外のさまざまな集会、全国そして愛知で、地域や職場で作られた9条の会。大小のチカラがこうした世論の変化を作り出してきた▼国民投票法案(改憲手続き法案)をめぐる国会が緊迫している。3月22日の中央公聴会で東京慈恵医科大学教授の小沢隆一さんは、この法律は「憲法改正が必要ときまでに法的整備が済んでいれば良い特殊な憲法付属法」「最高法規の変更についての賛否を直接問うことの法律。くれぐれも慎重かつ全面的な検討、審議が必要」と述べている▼憲法改正の世論は揺れ動いている。むしろ改正反対の世論が増えている今、問題の多い国民投票法を採決する必要はない。(ヒロ・スローライフ)

いま国会で「パート労働法改正案」が審議されています。安倍内閣の「再チャレンジ」政策の目玉の一つですが、圧倒的多数のパート労働者の願いにかあったものなのか、職場で話し合ってみましょう。

利用について、均衡ある待遇の確保措置を定めました。労働条件の明示義務、正社員への転換促進なども盛り込まれました。

しかし対象はパート労働者の1%
しかし、法案の内容は、問題だらけです。まず第一に、すべての差別

あるパート」と極めて限定されていることです。「そんなパートが実現しているのか」との声も上がっています。厚労省の担当者、対象はパート労働

効性が疑わしいものとなっています。かえってパート間格差が拡大・固定化しないかとの不安もあります。

最賃引き上げとともに国民の声を国会に
全労連と私たちは、「均等待遇」の原則を明記し、すべてのパート労働者の差別禁止が実現する、真に実効性のある法律になるよう求めています。最低賃金の大幅引き上げの課題とあわせ、国民の声を国会に反映させ

「格差と貧困」が拡大するなかで、均等待遇(同じ仕事には同じ賃金)を求めてきた国民運動の前に手直しせざるを得なくなったものです。

「職場で話しあってみよう！」
こんな「改正」でパート労働者救われるのか

組合間の差別は市川事件よりも全国申立人は2倍の格差であり都労委で十分に立証できます。職分賃金・組合活動歴と不当労働行為実態を調査してあらたな組立をしたいと思っています。都労委の闘いと最高裁に上告して争議団一丸になって頑張ります。ご支援よろしくお願ひします。

国民投票法案

狙いは「戦争できる国」
中身は問題だらけの法案

「政治とカネ」「格差と貧困」「女性は子どもを産む装置、機械」発言、ホワイトカラーエグゼンプションなどで支持率が低下する安倍内閣は、改憲を前面に押し出して国民との矛盾を突破しようとしています。その先陣が改憲手続法案Ⅱ国民投票法案です。

一昨年10月に発表された自民党新憲法草案は、九条を変えて海外で戦争できる国、国家が国民を縛る国に変えようとしています。これと一体なのが改憲手続法案で、遠い先の話ではなく2010年にも実施できる法案となっています。

国民が切実に望んでもいない憲法「改正」を安倍内閣や自民党・公明党が民主党を巻き込んですすめるのは、アメリカと日本の財界

の後押しがあるからです。米国の共和党、民主党の政府高官経験者らがまとめた「第2次アーミテージ報告」では、日本に対し「きちんと行動し、憲法問題を解決」することを求め、経団連は2010年代初頭の改憲を方針にしています。今必要もない改憲手続法ですが、法案審議も法案の中身もひどいものです。

中央公聴会でも「改憲案を迅速に通すために極めて障害の少ない、民主的要件を満たさない本法案を拙速に成立させたいという意図があらさまだ」と森川第二東京弁護士会元副会長が批判しました。地方公務員の松繁さんは「憲法尊重擁護義務の宣誓をした公務員が憲法のあり方に関わる」とができないということ

は、憲法の理念にも反する」と反論し、「拙速でない審議を」と表明しました。最低投票率の基準もなく、カネで憲法を買う有料CMも野放し、教員・公務員の意見表明の規制など問題ばかりで、自民・公明の修正案でも民主党の修正案でもその不平等、非民主の内容は変わりません。

しかし、まだその中身と狙いが国民に知られていません。「九条守れ」の声を総結集し、地元議員を訪ねたり、メールを使って、あなたの声を届けましょう。「廃案に」拙速な審議をするな」の声を。

■自宅からでもできる
国会請願☆国会議員・マスコミ一斉メールフォーム
<http://www.w.kyodo-center.jp/>

現憲法の誕生過程を映画化
映画「日本の青空」が完成
GHQに大きな影響与えた鈴木安蔵らの草案



改憲のための国民投票法案の強行が狙われる中、現憲法の誕生過程を描いた映画「日本の青空」が完成し、3月20日に名古屋市民会館で試写会が開かれ、1000人を超える人たちが集まりました。

映画のストーリーは、雑誌記者の女性が元愛知大学教授の鈴木安蔵氏の取材をすすめる形で展開。鈴木氏が終戦直後、戦後初代のNHK会長だった高野岩三郎氏の呼びかけに応じ、「憲法研究会」を創設。45年12月、政府の憲法問題調査委員会の改正草案より1ヵ月

■5月19日(土) ウィルあいち 11:00・14:30・18:00
■6月3日(日) 愛知大学車道校舎 (時間未定)
■6月6日(水) 安城市文化センター (時間未定)
■6月10日(日) 瀬戸蔵樺ホール 13:30・17:30
名古屋大学1B館(時間未定)

■6月17日(日) 御津ハートフルホール 10:00・13:30・19:00
■6月22日(金)〜23日(土) 豊橋公会堂 22日18:45・23日13:00
■6月24日(日) 愛知大学豊橋校舎 10:00・13:00
■8月11日(土) 布池教会文化ホール (時間未定)

以上も早く要項を発表したこと。天皇の位置づけや平等、民主など現憲法の柱となる内容を草案として示し連合軍司令部(GHQ)のマッカーサー草案の手本となっていたことなどを丁寧に描いています。

試写会に訪れた参加者からは「ぜひ、自分の地域でも上映したい」「自分は学生だけど、多くの学生に観てほしいと思った」などの感想が寄せられました。問い合わせは、あいち教育映画(052・509・2651)

家族・知人等で困っている方にご紹介ください。
パート・臨時・派遣、どなたでも相談できます

無料! 労働相談110番

祝祭日を除く月～金 9:30～16:30
愛労連労働相談センター
Tel.052(881)1411

E-mail 110@airoren.gr.jp
または 検索サイトで“愛労連”

安全衛生 **ひとくすも**

雇い入れ時には安全・衛生教育の実施が必要

就職おめでとうございます。新人研修の中に、安全衛生教育がありましたか。

労安法59条(安全衛生教育) 労安則35条(雇い入れ時等の教育)では、事業者は、雇い入れ時、作業内容変更時に、「遅滞なく、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない」とあります。

安衛令2条(総括安全衛生管理者を選任すべき事業場)で定める建設業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、水道業、通信業などを除いて、3号の「その他の業種」の事業場の労働者については、省略できるものがあります。

事務労働が主体であるような業種の事業場の労働者が該当しますが、「事故時等における応急措置及び退避に関すること」など必要な事項は省略できません。

3月28日、東京高等裁判所第5民事部(小林克巳裁判長)は14時、大勢の支援者、争議団が見守る中「主文、棄却する」と宣告しました。2年6ヵ月格差の存否にかかわる求釈明の決定、4人の証人採用・実質審理など攻勢的に展開し、団体署名を8362筆積み上げましたが、4連敗した争議団の心境は言うまでもありません。

判決要旨を、裁判所前の抗議行動・明治乳業本社前要請行動・判決報告集会・争議団総会で弁護団や支援する会の人たちの解説で内容をじっくり吟味すると今後の闘いが見えてきました。審理対

象である59〜60年は職分・昇格差別格差縮小している。外形的格差は対象とする号給には差別があり、差別を調べてみる

会・高裁にだされている膨大な資料は昔のことだからわからない。判決は不当労働行為認定の判断構造を放棄して、会社の不当労働行為を立証する数々の証拠を無視した。除外期間を理由に高裁判断は裁量の範囲で55年度ないし58年度の分は、除外期間経過後の申立であり、不適法だと退けたことなどです。40年代の資料を調べない高裁の怠慢さにも驚きました。司法の責任が問われています。格差の差別・人事考課は会社が立証し証明しなければなりません。

組合間の差別は市川事件よりも全国申立人は2倍の格差であり都労委で十分に立証できます。職分賃金・組合活動歴と不当労働行為実態を調査してあらたな組立をしたいと思っています。都労委の闘いと最高裁に上告して争議団一丸になって頑張ります。ご支援よろしくお願ひします。

たたかう仲間たち NO.30

明治乳業賃金差別訴訟で東京高裁が不当に棄却
引き続き最高裁と都労委でがんばります

明治乳業争議団 野村 茂



本社前での要請行動(3/28)

労働法制国会

今国会で「パート労働法」「最低賃金法」改定案が審議されています。実効ある改定を求め現在「100万署名」にとりくんでいます。一方で財界は、「労働ビッグバン」と称して「労働法制解体」をすすめています。

差別禁止対象
わずか1%

3日から国会で「パート労働法」が審議されています。政府案では「均等待遇・差別禁止」の対象になるパート労働者はわずか1%。厚労相答弁でも「4.5%」としています。現在1200万人のパート労働者の圧倒的多数が救われません。すべてのパート労働

「最賃」生活保護
上回る改定を

最低賃金法も審議されます。改定の中心点は「生活保護水準を配慮すること」となっていますが「事業所の支払い能力論」が残され、これまでこのまま、

者に適用する「同一労働同一賃金」の原則をふまえ、「均等待遇」を盛りこむべきです。

を理由に最低賃金が抑制されてきました。政府・財界は「800円程度」に抑制しようとしています。が、「生活できる賃金」を保障させることが必要です。

WEは、残業代ゼロ法案であり、過労死を促進する法案です。財界はWE導入に執念を燃やし続けています。

労政審労働条件分科会の使用者委員は盛んに「過労死は自己管理問題」「労基署はいらない」と吹聴しています。労働法をなくし、労働契約を「民法・商法」による一般的契約にさせようというのが本音です。これでは「労使対等原則」がくずされ、使用者のいいなりに権利や賃金が切り下げられてしまいます。

政府・財界の労働法制破壊を許さず、「働くルール」確立に労働組合が全力をあげるべきです。

政府財界 労働法は不要。民法。商法で

WE、参院選後
上程は確実

労働基準監督署も
いらない？

「ホワイトカラーエグゼンプション（以下、WE）」は、今国会での上程が見送られましたが、7月の参院選後の上程が狙われています。

昨年、経済財政諮問会議に「労働市場改革専門調査会」が設置され、労働法制全体について、「見直す」議論がされています。また、

最賃審議会労働者委員5人を推薦

愛労連は最賃審議会労働者委員に、以下の5人を推薦して委員獲得をめざしてとりくみをすすめています。

宮垣加代子（生協労連、國村忠文（全国一般）、早川義広（JMIU）、西尾美沙子（医労連）、田中道代（愛労連）

「実効あるパート労働法」を 最低賃金法「くらせる賃金」明記を



3月10日、労働法制愛知連絡会や全労働東海ブロックなどが共同して宣伝行動を実施。「ホワイトカラーエグゼンプション導入反対」を訴えました。

許さない 労働ビッグバン

Topics



3/20

愛労連が愛知県立体育館でおこなわれた名城大学の卒業式にあわせ宣伝。新社会人のための権利手帳を配布



3/21

労働法制愛知連絡会や過労死を考える家族の会など6団体が労働法制を考えるシンポ。約90人が参加



3/25

愛労連パート・臨時労組連絡会が第3回総会を開催。写真は新たに選出された役員のみさん



3/31

消費税やめさせる会が大増税反対でマラソン宣伝・署名行動。366筆の署名が寄せられた

みんなのとりくみ お寄せください

単産・単組や地域でのとりくみを写真（デジタルでも可）と簡単な文章でお寄せください。しめきりは毎月4日までに愛労連事務局必着。詳しくは…
TEL 052-871-5433(竹内)まで
E-mail post@airoren.gr.jp

青年協ニュース

AIAI

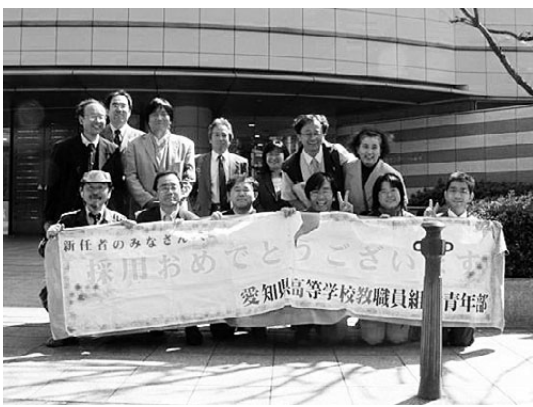
NO.15

新年度、新しい仲間を迎えよう

愛高教青年部が初任者向けの宣伝行動

今年のサマセミは三重県亀山市。東海北陸ブロック主催「07サマーセミナー」の日程と開催地が決まりました。岐阜・石川・福井と順番に回ってきた開催地ですが今年は三重県。古い町並み

愛高教青年部では、4月5日の初任者研修開校式に合わせて、ウイルあいち前で組合紹介宣伝を行いました。



宣伝に参加した青年部と愛高教執行部のみなさん

を今も残す閑宿や自然豊かな亀山市で交流と学習の三日間を過ごしましょう。日程は9月22日（土）～24日（月・祝）。来月には愛知実行委員会を立ち上げて実行委員を募集します。（問い合わせは青年協まで）

★第78回愛知県メーデー★

開会前の9時半から青年のアピールを行います。みんな集まれ～
日 時：5月1日（火）9:30
場 所：白川公園（中区伏見）
※9:00に本部テント西側に集合



高木 徹

医労連

退職強要やめろ、安全・安心のサービスめざして
高齢者療養サービス事業団労組結成



「仲間を増やして安心して働ける職場をつくろう」と仲間たち

3月28日、高齢者療養サービス事業団労働組合の結成大会が東区生涯者センターで行われ、医労連と東区労連に加盟しました。

高齢者療養サービス事業団は名古屋市中区同市医師会、歯科医師会、薬剤師会、愛知県看護協会が協力して設立した公益法人。名古屋16行政区すべてに訪問看護ステーション・ケアマネジメントセンターが17カ所あります。

労組結成のきっかけは、3月中旬、東区の事業所職員からの労働相談。職員に対する不当な異動によって退職の強要を迫る行為が毎

日のように行われ、その改善を求めている。これまででも攻撃を受けた本人と職場の仲間が攻撃を跳ね返してきましたが、「ワンマンな体制そのものを改善しよう」と組合結成に至ったものです。

結成大会では、参加者から「利用者さんに安全・安心を提供するために職員削減をはね返したい」「決定事項を下におろすのでなく、利用者の要求と現場の声を聞き、十分な話し合いが必要」などの意見が相次いで出されました。

同労組は「事業団の不当な退職強要をはね返し、組合ができてよかったね」と言える職場めざして、すべての行政区に組合の輪を広げていくためにがんばる決意です。

おやまほす

NO. 39 知多労連

9条守れ
市民と共同の集会

「地域のとりくみを振り返ると知多労連が呼びかけた昨年12月の知多半島集会では、久しぶりのデモ行進を行いました



熊谷 弘 さん
知多地域労働組合総連合
(出身単産：自治労連)

ね。知多労連事務局長として「思い出せないぐらい長くやっている」と笑顔で話す熊谷弘さんは労働組合歴30年を超えるベテラン役員です。

「春と秋の総行進では駅頭宣伝が中心になり、星・夜の行動がなかなか

平和な世界子どもに
安定した就職を若者に

「平和な世界を子どもに残すため、そして若い人達には正規職員として就職できる社会にするために」長く活動を続けてきたという熊谷さん。『この地域も同じでしょうが、2、3年のうちに役員を育てなければ』と後継者育成のために頭を悩ませています。

「声をかけ、一緒に話しをしたり、付き合ったりすることが大切なのに時間がたてないですね。職員が次々と減らされ、年齢を問わず多忙で余裕がなくなっているのは、公務も民間も同じ。

「次世代に手渡すために」熊谷さんの職場である半田市役所は非核・平和宣言自治体として、平和行進では出発集会を行っ

みんなの声

■職場は3年連続の減員。給料の連続減は3年以上。でも「老年ジャー」もガバルヨ。(全法務 加藤克己)

■春闘、なかなかきびしいですね。給料上がりません。「しかたない」というあきらめの気持ちが広がっています。きびしさと展望の両方を視野に入れて闘いをつくっていきましょう。

■北医療生協労組・入野智彦 庁舎の桜が芽吹いています。労働者にも春が来るといいですね。(全司法・長谷川美智子)

■人事闘争は拡大のチャンス！積極的に声をかけたいと思っています。(愛高教・加藤博一)

■いよいよ地方選が始まり、街宣車がよく通りますが、普段からの地道な活動が大切だと思います。(名勤生協労組・水野金弥)

■募集しても人が来ないの給料のせいだけではないのかなと最近感じています。医療・福祉業は人に何かをしてあげる行為が多い

ですが、自分自身の生活も余裕がない人が多いのに、他の人の心配したり、好きじゃないとできないです。でもこんな世の中だからこそ人に気遣っていきたいと思います。(北医療生協・田川美樹)

■10月の民営化に先がけ、職場は厳しくなるばかりです。定年まで安心して働ける職場に戻したいものです。(郵産労・松井静保)

■なにげなくカレンダーを見るとこんな標語がありました。「健康は労働から、満足は健康から」確かに、気持ちよく働ければ健康によいと思う。しかし現実、働くことで不健康になり、病気になる、事故に遭うことがあまりにも多い。不安定で低収入、そのために睡眠を犠牲にしても長時間労働をしなければならぬ。ぜひ、企業も行政も健康な労働を心がけてほしいものだ。(年金者組合・大家信義)

今後の主な日程

- 憲法施行60周年記念市民のつどい
5月3日(木・祝) 13:00～
名古屋市公会堂大ホール
- 愛知解放運動戦士合葬追悼会
5月13日(日) 13:30～
五色園(日進市)
- 春の自治体キャラバン
5月14日(月)～17日(木)
県下62自治体を訪問
- 東海自治体学校
5月20日(日) 10:00～
愛知県勤労会館小ホール
- あいち平和行進
5月31日(木)～6月11日(月)

さんぽ ミノコバイモ ひっそりと
No.31 鈴鹿・藤原岳



2006年4月22日に藤原岳で撮影
文・写真 市場丈規 (あるきにすとの会代表)

昨春、4月半ば過ぎというのに平地でみぞれ交じりの雨、山は灰色の雲に覆われていた。翌日は晴天との予報に、心は山へと向かう。春の雪を踏みしめて、藤原岳ではミノコバイモ(美濃小貝母)やヒロハアマナの時季。雪から顔を出したフクジュソウも心躍らせて…。8合目の広場の片隅に「あったー！ミノコバイモ。注意して見ないと見落とすそうにひっそりと佇む姿にデジカメを連射。8合目からは予想通り新雪。まるで写真のようにフクジュソウが雪の間から顔を出していたり、雪のとけた陽だまりにはヒロハアマナの群落。春の雪と花を心ゆくまで堪能した。

労働相談の窓

長時間労働が急増、問われる行政と労組の責任

労働時間の2極化が進んでいます。非正規の労働時間が短縮される一方、正規では30代の労働時間が月60時間以上と急増。夫や息子の長時間労働で過労死を心配する労働相談が多くなっています。

「技術系職場で働いていますが、月100時間以上残業がある部所に配置換えになります。仕事を続けさせていいの心配です」、「この1ヵ月間

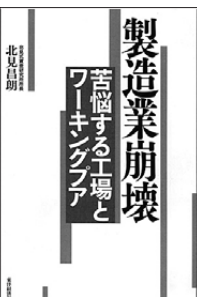
帰宅が深夜1時～2時、職場から帰ってくる時、事故を起こさないか心配です」…。

厚労省の過労死認定基準は、発症前1ヵ月間におおむね100時間、又は発症前2ヵ月～6ヵ月にわたって1ヵ月平均おおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務との関連性が強いとされています。

話を聞いていくと、50人以

上の職場にあるはずの「労働安全衛生委員会がない」「産業医はいない」「特殊健診もない」「労組も機能せず」とないづくし。しかし現に労働安全衛生法、労働基準法、労働組合法など労働者保護法はあり、法律が十分機能していれば防げることです。このチェック機能を果たすのが、労働行政と労働組合ではないでしょうか。

BOOKレビュー



「製造業崩壊」

北見昌朗 [著]
東洋経済新報社
定価1,600円＋税

愛知のものづくり危機に警鐘

著者は愛知県で活動する社会保険労務士である。県内の中小製造業に若者が就職せず、「気がつけば外国人十高年齢者十パート十派遣」ばかりの実態を告発し、愛知における「ものづくりの危機」に警鐘をならしている。

その原因に大手メーカーの「コストダウン」をあげているが、その通りだ。「チャイナコストでやれ、できなければ取引は停止」と恫喝する大手メーカーの横暴ぶりを中小経営者の証言によって明らかにしている。